

私は新リース会計情報の提供を受けるにあたり、以下の内容で「条件設定依頼書」を提出いたします。

既存顧客用選択項目			
新基準:企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(2024年9月公表)			
旧基準:企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(2007年3月公表)			
No	項目	貴社指定基準	貴社回答
1	リース料に保守の部分を 含む契約(保守込みリース 契約)の保守料の例外適用	1. リース料から保守料を控除する 2. リース料から保守料を控除しない ※リース料に保守の部分を含む契約(保守込みリース契約)の保守料は非リース(リース料から控除する)が原則ですが、リース構成要素(リース料から控除しない)とすることも基準上認められています。当該契約における保守料をリース料から控除しないとする「例外処理」を適用するかどうかを選択いただく項目です。	1
2	オペレーティング・リース 適及適用区分 (2027年改正対応)	オペレーティング・リースの既存取引について、新基準適用時の適及適用方法を選択いただく項目です。 1. 完全適及アプローチ(利益剰余金影響あり) (契約開始時からオンバランスしてきたかのように会計処理して使用权資産とリース負債を計上) 2. 累積キャッチアップアプローチ(利益剰余金影響あり) (新基準適用開始時の未経過リース料にてリース負債を計上、使用权資産は契約開始時からオンバランスしてきたかのように会計処理) 3. 累積キャッチアップアプローチ(利益剰余金影響なし) (新基準適用開始時の未経過リース料にてリース負債を計上、使用权資産はリース負債と同額で計上) なお「1. 完全適及アプローチ」を選択されても、新基準適用時の比較対象年度となる過去の会計期間の帳票を作成しないおして提供することはできません。	3
3	オペレーティング・リース 税務申告調整ご参考資料	オペレーティング・リースに関して、新基準は使用权モデル処理によるオンバランスに変更となりましたが、税務上は賃貸借処理によるオフバランスが継続することとなりました。税務申告調整のご参考のため、オペレーティング・リースのみを対象として仕訳・減価償却明細・負債関連・賃貸借処理関連・合計表の帳票を出力できるようにするかどうかを選択いただく項目です。 1. 提供する 2. 提供しない	1
4	契約基礎データ作成有無	1. 作成する 2. 作成しない	1

貴社及びご登録者様に関する項目			
No	項目	貴社回答	ご説明
5	依頼日	2026/9/30	依頼日をご記載ください。
6	お客様番号	1234567	ご送付しました『新リース会計情報の提供に伴う「条件設定依頼書」ご提出のお願い』に記載のお客様番号をご記載ください。
7	会社名	三菱〇〇株式会社	貴社名をご記載ください。
8	郵便番号	123-4567	郵便番号をご記載ください。
9	会社住所	東京都港区〇〇	貴社住所をご記載ください。
10	ビル名称等	〇〇ビル	貴社住所のビル名称等をご記載ください。
11	所属部署	経理部	代表ご登録者様の所属部署をご記載ください。
12	氏名	三菱太郎	代表ご登録者様の氏名をご記載ください。
13	フリガナ	ミツビシタロウ	代表ご登録者様のフリガナをご記載ください。
14	メールアドレス	taro_mitsubishi@mitsubishi-〇〇.co.jp	代表ご登録者様のメールアドレスをご記載ください。
15	電話番号	03-1234-5678	代表ご登録者様の電話番号をご記載ください。

ご説明項目		
No	項目	ご説明
1. 用語の定義等、全般に関わる事項		
1-1	会計基準について	新基準:企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」(2024年9月公表) 旧基準:企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(2007年3月公表)
1-2	既存契約 新規契約	既存契約:新基準適用開始日の 前日までに 開始(検収)した取引 新規契約:新基準適用開始日 以降に 開始(検収)した取引
1-3	既存の設定項目	現行資料をご提供中のお客様におかれましては、リース会計情報ご提供開始時にすでにご選択いただいている貴社指定基準がございますので、ご指定済みの項目につきましては当該設定内容を継続して適用いたします。
1-4	取引管理システムについて	取引管理システムは、弊社からお客様に各種情報をデータでご提供するポータルサイトで、リース会計情報部分は2027年4月にリリースされます。新基準適用後のリース会計情報は本システムを通じてPDF・CSV形式にてご提供いたします。 新基準の適用に伴いオンバランス処理されるデータ量が大幅に増加しますので、本システムをご利用いただくことでリース会計に関する帳票等をスムーズにお受け取りいただけます。
1-5	ご登録者に関する情報 (メールアドレス)について	・取引管理システム(リース会計部分)のユーザーIDはメールアドレスとなります。 ・取引管理システムの初回ログイン時に、会員登録ページにおいて利用規約をご承諾いただきますようお願いいたします。 ・他ご利用者の追加が必要な場合は、利用IDのご案内時に登録が可能です。
1-6	新基準適用後の紙媒体による提供の有料化について	・新基準適用後のリース会計資料の紙媒体でのご提供は有償とさせていただきます。ご希望される場合には、下記の専用メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。 ・専用メールアドレス:lease-acct-support@mitsubishi-hc-capital.com ※事務手数料は1通(1回)3,000円(税別)とさせていただきます(年1回の郵送の場合3,000円、四半期ごとの場合は12,000円、月次の場合は36,000円となります)。
1-7	契約基礎データの提供方法	・原則として、オペレーティング・リースを含むすべてのリースのオンバランス処理にご対応いただけるよう、「帳票データ」の種類を拡充するとともに、「契約データ」のご提供を開始いたします。 ・契約データは、お客様がオンバランス計算するためのサポート資料としてご要望に応じてご提供するものとなります。 ・契約データは、月次で作成いたします。新規契約がある月の場合、開始日(検収日)の属する月の翌月初に当該契約の基礎情報をCSV形式でご提供いたします。 新規契約がない月の場合、契約データは作成されません。
2. 新基準の取扱いについて		
2-1	維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)のリース・非リースの取扱い	【新基準適用日以降開始の新規契約の維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)】 新基準のもとでは、維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)を非リースとすることは認められていないため、新規契約における維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)はリースを構成する要素となります。なお、弊社では、新規契約における維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)は全額リースの独立販売価格を構成するものとして取り扱っております。 【新基準適用日前開始の既存契約の維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)】 既存契約における維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)は、現行資料上で維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)を控除していない場合はリース構成要素、控除している場合は非リースとなります。
2-2	重要性判定における内保守料の取扱い	リース料に保守の部分を含む契約(保守込みリース契約)の保守料を、リースから控除する[原則]か、リース料から控除しない[例外]かの選択結果は、重要性判定においても適用いたします。
2-3	重要性判定における維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)の取扱い	維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)は、新基準のもとでは、重要性判定においてもリースを構成する要素といたします。
2-4	契約総額による少額な取引の判定の取扱い	本項目は、旧基準から存在する項目でございます。 新基準適用後からお取引を開始されたお客様におかれましては、「リース料総額300万円以下」の取引を少額な取引(契約総額)の判定基準としております。 現行資料をご提供中のお客様におかれましては、すでに条件としてご指定いただいた判定基準を引き続き適用いたします。
2-5	物件金額による少額な取引の判定の取扱い	少額な取引「物件金額20万円以下」を判定する機能がございます。現行資料(旧日立キャピタル株式会社の書式)をご提供中のお客様におかれましては、すでにご指定いただいた条件を引き続き適用いたします。ご指定いただいていないお客様におかれましては、「物件金額20万円以下」を少額な取引の判定条件として設定いたします。
2-6	オペレーティング・リースの取扱い	新基準上、オペレーティング・リースは、新基準適用日以降開始の契約のみでなく、新基準適用日前の契約もオンバランスとなります。弊社のご提供するリース会計情報は、新基準適用日前のオペレーティング・リース契約についても、新基準を遡及適用してオンバランス処理いたします。
3. 経過措置の取扱いについて		
3-1	遡及適用帳票	遡及適用帳票に表示する契約は、オペレーティング・リースと残価保証付きの所有権移転外ファイナンス・リース(購入選択権付リース)が対象です。該当する契約がある場合、新基準適用初年度の期首時点でのオンバランスのための仕訳情報や契約明細情報をご提供いたします。
3-2	所有権移転外ファイナンス・リースの維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)、保守込みリース契約の保守料)の取扱い	新基準適用日前に開始した所有権移転外ファイナンス・リースにおいては、維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)、リース契約に保守を含む契約の保守料をリース料総額から控除する処理、ならびに新基準適用後も経過措置として継続適用(帳簿価額の継続)することが認められております。 そのため、新基準適用前に維持管理費用(固定資産税・動産総合保険料)、リース契約に保守を含む契約の保守料をリース料総額から控除していた場合には、引き続きリース料から控除する処理を継続適用いたします。 なお、新基準適用後に、契約内容の変更などが生じた場合には、新基準における処理が適用されます。すなわち、原則として維持管理費用である固定資産税・動産総合保険料はリース料に含み、リース契約に保守を含む契約の保守料は非リースとして扱います。
4. 所有権移転外ファイナンス・リースの取扱いについて		
4-1	旧基準適用前に開始した契約の取扱	旧基準適用日前に開始した所有権移転外ファイナンス・リースの契約がある場合、現行資料のお申し込み時にご選択いただいた条件(賃貸借処理または売買処理のいずれか)を引き続き適用して資料を作成いたします。
4-2	注記情報としてご提供するファイナンス・リース資産の減価償却方法	【注記情報としてご提供するファイナンス・リース資産】 現行資料のお申し込み時の条件設定において、旧基準適用日以降の新規の所有権移転外ファイナンス・リースについても「注記情報」として「10/9定率法」で作成することをご選択いただいている場合には、新基準適用日以降に計上された所有権移転外ファイナンス・リースについても引き続き「注記情報」として「10/9定率法」で作成いたします。

「条件設定依頼書」のご提出方法について

新リース会計情報のご提供にあたり必要となる「条件設定依頼書」のご提出方法についてご案内いたします。

「条件設定依頼書」に必要事項をご記入のうえ、専用メールアドレス宛にご提出くださいますようお願いいたします。

なお、具体的なご提出方法につきましては、以降の手順をご確認ください。

1	「条件設定依頼書」ファイルをダウンロードしてください。												
2	記入例およびご利用ガイドを参考に、「条件設定依頼書」の各項目についてご記入ください。												
3	ご記入いただいた「条件設定依頼書」を専用メールアドレスへご提出ください。 <table><tr><td>ご提出専用メールアドレス</td><td>lease-acct-request@mitsubishi-hc-capital.com</td></tr><tr><td colspan="2">【ご提出におけるご依頼事項】</td></tr><tr><td colspan="2">・「条件設定依頼書」は、ExcelまたはPDFのファイルでのご提出をお願いいたします。</td></tr><tr><td colspan="2">・メール件名は、「お客様番号_会社名」として送信いただきますようお願いいたします。</td></tr><tr><td colspan="2">※お客様番号は、当社より別途ご案内の書面等をご確認ください。</td></tr><tr><td colspan="2">*メール件名（例）「1234567_三菱HCキャピタル」</td></tr></table> *「条件設定依頼書」は、専用メールアドレス宛へのご提出を原則としておりますが、郵送でのご提出をご希望される場合は、以下宛先にご郵送いただきますようお願いいたします。 〒135-0061 東京都江東区豊洲3-2-24 豊洲フォレシア 三菱HCキャピタル株式会社 リース会計基準変更窓口担当	ご提出専用メールアドレス	lease-acct-request@mitsubishi-hc-capital.com	【ご提出におけるご依頼事項】		・「条件設定依頼書」は、ExcelまたはPDFのファイルでのご提出をお願いいたします。		・メール件名は、「お客様番号_会社名」として送信いただきますようお願いいたします。		※お客様番号は、当社より別途ご案内の書面等をご確認ください。		*メール件名（例）「1234567_三菱HCキャピタル」	
ご提出専用メールアドレス	lease-acct-request@mitsubishi-hc-capital.com												
【ご提出におけるご依頼事項】													
・「条件設定依頼書」は、ExcelまたはPDFのファイルでのご提出をお願いいたします。													
・メール件名は、「お客様番号_会社名」として送信いただきますようお願いいたします。													
※お客様番号は、当社より別途ご案内の書面等をご確認ください。													
*メール件名（例）「1234567_三菱HCキャピタル」													

「条件設定依頼書」等の提出に関するご質問等につきましては、以下のお問い合わせ先へメールにてご連絡をお願いいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

三菱HCキャピタル株式会社 営業統括部 リース会計基準変更窓口担当

メール：lease-acct-support@mitsubishi-hc-capital.com

*お問い合わせにつきましては、対応の正確性確保のため、メールでのお問い合わせをお願いいたします。